

令和3年度 男女共同参画社会づくり実践力強化モデル事業 実施要領

1 目的

男女共同参画アドバイザー養成塾の受講生（以下「受講生」）の、男女共同参画社会づくりに係る実践力及び地域での活動力の強化を図るため、地域で活動する男女共同参画推進員との意見交換及び交流の機会づくりを支援する。

2 内容

受講生が、男女共同参画推進イベントの企画書（グループ企画を含む。以下同じ。）を作成する過程において、企画の実効性を高めるために必要な要点等を認識した上で、企画書の取りまとめを行えるよう、県立男女共同参画センター（以下「センター」）は、受講生と男女共同参画推進員（地域）連絡会議（以下「連絡会議」）との意見交換等の機会づくりを援助する。

(1) 対象者：企画書の作成に関して連絡会議との意見交換等を希望する受講生

(2) 連絡会議：神戸、阪神南、阪神北、東播磨、北播磨、但馬及び淡路に拠点を置く男女共同参画推進員で構成する地域の連絡会議

(3) 手続き

ア 連絡会議との意見交換等を希望する受講生は、令和3年9月2日までにセンターに対して別紙様式1により届け出る。 ※企画書の作成に係る講座日(8月19日)の次回講座

イ センターは、該当する連絡会議と届出内容に関して情報共有を行うとともに、届出者に対して連絡会議に関する情報の提供を行う。

ウ 情報提供を受けた届出者は、該当する連絡会議の代表者等に対して直接連絡をとり、令和3年11月24日までに意見交換等を行うとともに、様式2により同年12月9日までにセンターに報告を行う。

3 経費負担

この実施要領に基づいて行う意見交換等に要する経費のうち、次表の各区分に応じて各々負担する。

経 費	負担者等
旅費その他の当該事業に起因して生じる経費	受講生本人
意見交換等に要する会場使用料・賃借料及び運営費	該当する連絡会議（財源は、男女共同参画推進員事業委託費）

4 その他

(1) この事業に関する事務は、センター企画啓発課において処理する。

(2) 受講生が申請できる回数及び意見交換等する連絡会議は1とする。

(3) この要領に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附 則

この要領は、令和3年8月5日から施行する。

(様式1)

令和3年 月 日

連絡会議との意見交換等に関する届出書

県立男女共同参画センター所長 様

申請者氏名；

1. 意見交換等を希望する連絡会議

(神戸、阪神南、阪神北、東播磨、北播磨、但馬及び淡路のうち希望する一地域を記載してください。)

2. 意見交換等を希望する時期

(連絡会議の意向を確認等する際の参考です。実際の実施時期と異なる場合もあります。)

3. 意見交換等によって把握したい具体的な内容

(注) この届出書の写しは、意見交換等を希望する連絡会議の代表者に渡します。

(様式2)

令和3年 月 日

連絡会議との意見交換等に関する報告

県立男女共同参画センター所長 様

申請者氏名；

1. 意見交換等を行った連絡会議

(神戸、阪神南、阪神北、東播磨、北播磨、但馬及び淡路のうち該当する地域を記載してください。)

2. 意見交換等の内容

(1) 意見交換等を行った日 令和3年 月 日

(2) 意見交換等の具体的な内容

(参考になったこと、新たに気付いたこと、企画書に反映したこと等を記載してください。)

(3) その他意見

(男女共同参画社会づくり実践力強化モデル事業を活用して感じたこと等を記載してください。)